

## 関市役所本庁舎など敷地内全面禁煙とします！

望まない受動喫煙の防止を図るため改正される「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和元年7月1日から、行政機関の庁舎では、原則として敷地内禁煙とすることが求められています。関市においてもこれに合わせ、市役所本庁舎などを下記のとおり、敷地内全面禁煙とします。

### 記

- 実施日 令和元年7月1日（月）から
- 実施場所 関市役所・西部支所・洞戸事務所・板取事務所・武芸川事務所・武儀事務所・上之保事務所の敷地内



### <周知方法>

- ・本庁舎・西部支所・各地域事務所の出入口や現在の喫煙所に左の貼紙
- ・市ホームページ
- ・7月1日号広報
- ・本庁舎に横断幕
- ・本庁舎敷地内に看板 など

<本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先>  
関市役所北庁舎 4階 関市財務部管財課（担当：山田真也）